

新潟市子育て応援パンフレット「スキップ」官民協働発行业 仕様書

1. 件名

新潟市子育て応援パンフレット「スキップ」官民協働発行业

2. 業務内容

業務内容は次のとおりとする。ただし製作に当たっては、子育て情報ページ以外も含め、市と事業者が事前に協議のうえ行う。（前年度の冊子およびPDFデータは、こども政策課より提供する。）
なお、協定締結期間内で必要と認められる場合、発行主体に過重な負担とならない範囲で一部を変更することがある。

- (1) 冊子全体の企画・編集、取材、デザイン・レイアウト、印刷・製本等、製作に必要なすべての作業工程および進行管理業務（文字原稿は前年のものをベースとする）
- (2) 原稿作成（表紙、本誌の提供する子育て情報、その他子育てに必要な情報、広告）
- (3) 校正（最低3回、Webによる校正ができること）
- (4) 広告の募集及び掲載
- (5) 完成品の本市指定場所への納入、こども政策課および指定配布先への配布
- (6) インターネット版の作成および公開

3. 発行形態

発行主体は協働発行业者（以下「事業者」という）とし、市は編集協力という位置づけとする。

4. 発行時期

毎年4月（予定）

5. 部数・ページ数等

- (1) 発行部数 25,000部に事業者の提案配布先分を加えた部数
なお、協定締結期間内において、前年の実績等より発行部数に変更が生じる場合がある。
- (2) ページ数 70～90ページ程度（表紙含む）、子育て情報ページは50～60ページ程度
- (3) 刷り色 フルカラー（4色刷り）
- (4) 規格 A4判たて型 無線綴じ製本 子育て情報部分の文字は横組み
新潟市グリーン調達推進方針「令和元年度特定調達品目及びその判断の基準、調達目標」に基づく総合評価値80以上を満たした再生紙または同等品の紙で、古紙再生の阻害要因となる材料が紙・インクともに使用されていないことが望ましい。

6. 掲載内容等

- (1) 子育て情報
- (2) 子育てに必要な情報（例：小児科や子どもと出かけられる場所に関する情報）
- (3) 子育て関連施設を掲載したマップ（詳細な場所が分かるマップを区ごとに掲載）
- (4) 「新潟市子育て応援アプリ」活用への誘導、アプリ（LINE等）の活用を促す掲載内容とする
こと。
- (5) 表紙に「新潟市子育て応援キャラクター」のイラストを使用すること。
- (6) 表紙に「新潟市子育て応援アプリ」との併用を促す旨を記載すること。
- (7) 広告

※詳細なページ構成は事業者提案による。

※事業者がこの仕様書に基づき事業の目的を達成するために必要な掲載内容の変更等が生じた場合は市と協議することとする。

7. 経費

市は子育て応援パンフレット「スキップ」の発行にかかる一切の費用の負担をしない。

原稿編集、印刷、製本、納入・配布等、発行に要する一切の費用は、事業者が集める広告による収入で賄うものとする。

8. 広告

(1) 広告は子育て応援パンフレット「スキップ」に掲載することができる。

(2) 広告主の募集・広告の製作は事業者が行うものとし、その収入は事業者に帰属する。

(3) 掲載できる広告の業種や内容の範囲については、「新潟市広告掲載要綱」および「新潟市広告掲載基準」の規定を遵守する。

(4) 掲載する広告の内容等については、市が広告掲載前に審査を行うものとする。

(5) 市は、広告内容の修正あるいは広告主の変更を求めることができる。この場合において、審査の結果生じた作業にかかる経費は事業者の負担とする。

9. 納入、配布

(1) 納入物

ア 子育て応援パンフレット「スキップ」 冊子

イ 子育て応援パンフレット「スキップ」の子育て情報ページの電子データ

・PDFファイル（広告が掲載されている場合は、広告部分を除く）

・文字情報のみを抽出したテキストファイル（広告が掲載されている場合は、広告部分を除く）

ウ 子育て応援パンフレット「スキップ」 インターネット版

・冊子作成後速やかに事業所提案媒体で利用できるように事業者が公開する。

(2) 納入場所

・こども政策課ほか市内約360箇所（別紙参照。ただし納品場所・部数は一部変更となる可能性がある。納品の際は、送付状を添付すること。）

・事業者提案配布先

10. 著作権

市が事業者提供の子育て情報に基づき作成された内容は、市に著作権が帰属し、事業者が他の媒体へ転載、引用等行う場合は、市の許可を得るものとする。

11. 発行に関する責任

「スキップ」の発行に関し、第三者からの苦情や何らかの問題が生じた場合、市および事業者は、直ちに問題解決のために対応するものとする。ただし、事業者が集めた広告内容や地域情報等に関する一切の責任は、事業者または広告主が負うものとし、市は一切の責任を負わない。

12. 評価

本仕様書に係る業務終了後、その業務に関する業務評価を行うものとする。